



山形県公報

令和4年5月6日(金)
第301号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……435
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……436
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……438
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……439
- 土地改良事業計画の計画変更の適当の決定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……440
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(村山総合支庁保健企画課) ……441
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……442
- 同……………(同) ……443
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……446
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……448
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……449
- 同……………(同) ……451
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(企業局) ……452

告 示

山形県告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人親和会 鶴岡市朝陽町4番10号	多機能型事業所さごし 酒田市砂越字上川原204番地の4	自立訓練(生活訓練)	令和4.4.1

山形県告示第386号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 庄内たがわ農業協同組合
 代表理事組合長 太田 政士
 鶴岡市上藤島字備中下3-1
- 2 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
叶野 浩 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和4年3月31日
菖蒲 孝夫 玄米、大豆	同 左		
石川 輝紀 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
日向 一也 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
大滝 尚 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
齋藤 正之 玄米、大豆、そば	同 左		
齋藤 和博 玄米、大豆、そば			
成澤 順 玄米、小麦、大豆、そば			
小林 卓史 玄米、大豆、そば	同 左		
今井 俊 玄米、大豆、そば	同 左		
野尻 秀一 玄米、大豆、そば	同 左		
清野 清晃 玄米、大豆	同 左		
阿部 正 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 誠 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
梅津 茂雄 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 俊喜 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
山木 均 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
鈴木 繁則 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		

加藤 修 玄米、大豆、そば	同 左
五瓶 正人 玄米、大豆、そば	同 左
菅原 剛 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 順 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大井 広明 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 正春 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 慶和 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
庄司 学 玄米、大豆	同 左
高橋 健児 玄米、大豆、そば	同 左
山口 龍士 玄米、大豆、そば	同 左
池田 直史 玄米、大豆、そば	同 左
小田 一貴 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 仁 玄米、大豆、そば	同 左
遠藤 貞吉 玄米、大麦、大豆、そば	同 左
板垣 渉 玄米、大豆、そば	同 左
高橋 徹 玄米、大豆、そば	同 左
今野 今人 玄米、大豆、そば	同 左
鈴木 重昭 玄米、大豆、そば	同 左
大滝 正人 玄米、大豆、そば	同 左
藪田 凌也 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 務 玄米、大豆、そば	同 左
伊藤 隆 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 玄明 玄米、大豆、そば	同 左
樋渡 健 玄米、大豆、そば	

奥山 和樹 玄米、大豆、そば	同 左		
加藤 慧真 玄米、大豆、そば	同 左		
安野 仁 玄米、大豆、そば	同 左		
五十嵐 暢弘 玄米、大豆、そば	同 左		
佐藤 克典 玄米、大豆、そば	同 左		
阿部 秀一 玄米、大豆、そば	同 左		
安野 拓 玄米、大豆、そば	同 左		

山形県告示第387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
月光川土地改良区
- 2 事務所の所在地
飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地
- 3 認可年月日
令和4年4月22日

山形県告示第388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
袖浦土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市緑ヶ丘一丁目3番地の7
- 3 認可年月日
令和4年4月22日

山形県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
西郷土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市下川字前田元15番地
- 3 認可年月日

令和4年4月22日

山形県告示第390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日
令和4年4月22日

山形県告示第391号

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により令和4年4月22日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所、酒田市役所、三川町役場及び庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和4年5月9日から同年6月6日まで
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第392号

浜中広岡土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により令和4年4月22日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所、酒田市役所及び三川町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和4年5月9日から同年6月6日まで
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第393号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域
山形県全域
- 2 基本測量を実施した期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

山形県告示第394号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市の一部
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年5月7日から令和4年3月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第395号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、天童市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
天童市の一部
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年6月1日から令和4年3月22日まで
- 3 作業の種類
公共測量 数値地形図修正（地図情報レベル2500）

山形県告示第396号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、飯豊町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡飯豊町の一部
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年9月14日から令和4年3月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第397号

次の開発行為は、完了した。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和3年12月23日 指令村総建第260号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西村山郡西川町大字海味字二本松1326-1、1326-3、1327、1328、1329-2の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
西村山郡西川町大字海味510番地 西川町長 小川 一博

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
電力の供給 契約電力272キロワット（予定数量）使用電力量631,169キロワットアワー（予定数量）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県村山総合支庁保健企画課総務係 山形市十日町一丁目6番6号 電話番号023(627)1241
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号松波プラザ2階D号室
- 5 随意契約に係る契約金額
（契約電力に対する単価）

期 間	基本料金単価（1kwにつき）
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	1,627.77円

（使用電力量に対する単価）

期 間	電力量料金単価（1kwhにつき）	
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	夏季	16.81円
	その他季	15.62円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において令和4年9月6日まで縦覧に供する。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ酒田八幡店
酒田市市条字水上80番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条二十丁目1番21号

代表取締役 八幡 政浩

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年12月8日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,213平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 47台

(2) 駐輪場の収容台数 10台

(3) 荷さばき施設の面積 36平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 6立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 開店時刻 午前8時

ロ 閉店時刻 翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 1か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

7 届出年月日

令和4年4月5日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年9月6日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和4年9月6日まで縦覧に供する。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ山形嶋南店

山形市嶋南三丁目16番7外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

代表取締役 梅田 圭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
(仮称) ドン・キホーテ山形嶋南店	山形市嶋南三丁目16番7外

(変更後)

名 称	所 在 地
ドン・キホーテ山形嶋南店	山形市嶋南三丁目16番7外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	成 沢 潤 治

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	吉 田 直 樹

4 変更年月日

- (1) 3の(1)に掲げる事項 平成24年12月1日
- (2) 3の(2)に掲げる事項 令和元年9月25日

5 届出年月日

令和4年4月4日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年9月6日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において令和4年9月6日まで縦覧に供する。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S-MALL
鶴岡市錦町2番21号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社庄交コーポレーション 鶴岡市錦町2番60号
代表取締役 國井 英夫

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社庄交コーポレーション	鶴岡市錦町2番60号	國 井 英 夫
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東 海 林 誠
有限会社木村屋	鶴岡市山王町9番25号	吉 野 隆 一
株式会社ファンシーフラワー	鶴岡市日吉町2番23号	後 藤 則 子
有限会社佐藤正栄堂	鶴岡市本町二丁目2番10号	佐 藤 正 廣
株式会社ロベリア	東京都江東区塩浜二丁目4番20号	藤 田 智 弘
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番地9号	盛 田 良 紀
株式会社キング	大阪府吹田市豊津町1番7号	長 島 希 吉
株式会社エガミ	秋田県横手市寿町8番13号	江 上 雅 敏
株式会社さが美	神奈川県横浜市戸塚区川上町87番地4	形 部 幸 裕
株式会社ドルフィン	酒田市中町二丁目4番27号	青 塚 義 明
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木 下 尚 久
株式会社サンポウ	群馬県沼田市薄根町4470番地1	平 井 秀 明
株式会社末広	長井市館町南12番43号	高 橋 英 敏
株式会社リュウズ	酒田市中町二丁目5番1号	齋 藤 隆 一
有限会社ワーカホリック	東京都中野区新井二丁目1番1号	遠 山 直 樹
株式会社マイティ	福島県郡山市駅前二丁目11番1号	渡 部 広 太 郎
有限会社シーガルディレクション	秋田県大館市清水四丁目71番地1の3	小 畑 賢
株式会社ワールド企画	岩手県北上市上江釣子7地割124番地1	村 田 守 男
有限会社ビズ・カンパニー	宮城県多賀城市桜木三丁目4番1号	陳 必 正
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二
株式会社ワンダーコーポレーション	茨城県土浦市蓮河原新町4181	内 藤 雅 義
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊 沢 宏

株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	北原久巳
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻義久
株式会社ボズ・ワン	東京都世田谷区玉川田園調布二丁目10番6号	菅野健一
株式会社ブービープランニング	福島県須賀川市南町130番地	栗城幸一
有限会社シュアー	埼玉県加須市道地127番地2	竹下昌之
有限会社KEEP YOU	兵庫県神戸市中央区御幸通二丁目1番5-201号	内海邦彦

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社庄交コーポレーション	鶴岡市錦町2番60号	國井英夫
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林誠
有限会社木村屋	鶴岡市山王町9番25号	吉野隆一
株式会社ファンシーフラワー	鶴岡市日吉町2番23号	後藤則子
株式会社ロベリア	東京都江東区塩浜二丁目4番20号	吉田孝江
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番地9号	盛田良紀
株式会社キング	大阪府吹田市豊津町1番7号	長島希吉
株式会社エガミ	秋田県横手市寿町8番13号	江上雅敏
株式会社さが美	神奈川県横浜市戸塚区川上町87番地4	形部幸裕
株式会社ドルフィン	酒田市中町二丁目4番27号	青塚義明
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下尚久
株式会社サンポウ	群馬県沼田市薄根町4470番地1	平井秀明
株式会社末広	長井市館町南12番43号	高橋英敏
株式会社リュウズ	酒田市亀ヶ崎三丁目10番29号	齋藤隆一
有限会社ワーカホリック	東京都中野区新井二丁目1番1号	遠山直樹
株式会社マイティ	福島県郡山市駅前二丁目11番1号	渡部広太郎

有限会社シーガルディレクション	秋田県大館市清水四丁目71番地1の3	小畑 賢
株式会社ワールド企画	岩手県北上市上江釣子7地割124番地1	平坂 満
有限会社ビズ・カンパニー	宮城県仙台市根白石字下河原39	陳 必正
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
株式会社ワンダーコーポレーション	茨城県土浦市蓮河原新町4181	内藤 雅義
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊沢 真
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	坂下 和志
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 英介
株式会社ブービープランニング	福島県須賀川市南町130番地	栗城 幸一
有限会社KEEP YOU	兵庫県神戸市中央区御幸通二丁目1番5-201号	内海 邦彦
株式会社星光堂薬局	新潟県新潟市中央区本馬越二丁目8番21号	小島 徹

4 変更年月日

- (1) 有限会社佐藤正栄堂に係るもの 令和3年9月30日
- (2) 株式会社ロベリアに係るもの 令和2年3月1日
- (3) 株式会社リュウズに係るもの 令和2年1月9日
- (4) 株式会社ワールド企画に係るもの 令和3年10月31日
- (5) 有限会社ビズ・カンパニーに係るもの 令和3年10月15日
- (6) 株式会社神奈川くまざわ書店に係るもの 令和3年6月15日
- (7) 株式会社マックハウスに係るもの 令和3年5月15日
- (8) 株式会社ハニーズホールディングスに係るもの 令和3年8月15日
- (9) 株式会社ボズ・ワンに係るもの 令和4年1月31日
- (10) 有限会社シュアーに係るもの 令和4年1月31日
- (11) 株式会社星光堂薬局に係るもの 令和4年3月24日

5 届出年月日

令和4年4月13日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年9月6日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪トラック10トン級の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年5月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
- (2) 日時 令和4年5月25日（水） 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 除雪トラック10トン級 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年3月31日（金）
- (4) 納入場所 東根市大字羽入字柏原新林3008番地 山形空港
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号 023(630)2724
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年5月17日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月13日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:10ton Snow Removal Truck Quantity: 1

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. May 25, 2022

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2724

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和4年3月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年5月6日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
山形県監査委員 星 川 純 一
山形県監査委員 松 田 義 彦
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関10箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
村 山 産 業 高 等 学 校	令和4年3月14日	星川委員	松田委員

北 村 山 高 等 学 校	令和4年3月14日	星川委員	松田委員
長 井 高 等 学 校	令和4年3月14日	星川委員	松田委員
楯 岡 特 別 支 援 学 校	令和4年3月14日	星川委員	松田委員
尾 花 沢 警 察 署	令和4年3月14日	星川委員	松田委員
朝 日 少 年 自 然 の 家	令和4年3月14日	森谷委員	海老名委員
飯 豊 少 年 自 然 の 家	令和4年3月14日	森谷委員	海老名委員
山 形 豊 学 校	令和4年3月14日	森谷委員	海老名委員
山 形 養 護 学 校	令和4年3月14日	森谷委員	海老名委員
米 沢 養 護 学 校	令和4年3月14日	森谷委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 山形養護学校

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないもの
(内容)

支出事務が適切でないもの

住居手当について、支給の始期の誤りにより返納を要するもの 1件

令和3年4月支給分

既支給額 14,500円

正支給額 0円

要返納額 14,500円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

(イ) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（飯豊少年自然の家、山形豊学校）

ロ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの（米沢養護学校）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和4年2月22日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和4年5月6日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
こども医療療育センター庄内支所	収入事務が適切でないもの	<p>誤徴収を行った対象者には、誤徴収を行った日から還付を行った日までの日数に応じた遅延損害金を加えて還付手続を行った。</p> <p>また、全ての徴収事務について正確な文書料金を記載した徴収事務一覧表を作成し、一覧表を用いたチェックを徹底する。</p> <p>さらに、管理職等による法令や通知等の徴収根拠に係る定期的な確認を行い、ミス未然に防止する。</p>
やまなみ学園	支出事務が適切でないもの	<p>支払確認表を作成し、例月支払の請求書の受理から支出までを一括して管理するよう事務改善した。</p> <p>その他、請求書類の専用受付棚を設置し、複数人で納品書、請求書の到着を確認し支払遅延を防止できるように改善した。</p>
庄内空港事務所	支出事務が適切でないもの	<p>請求書を一箇所に保管し、未払がないか定期的に複数人で確認する。</p> <p>「請求・支出管理表」を作成し、管理職が月に一度管理表をチェックし、支払遅延が生じないように確認する。</p> <p>週に一度、庶務担当職員が、業務遂行状況及び収入・支出事務処理状況等について打ち合わせ、情報共有を行い、業務に遅延等がないか確認する。</p>
庄内総合高等学校	支出事務が適切でないもの	<p>旅費支給事務について、これまでは給与・服務事務担当者が毎月、給与報告終了後に行っていたが、担当を一般支出事務担当者に変更し、月初めから一般支出事務と並行して事務処理を行い、速やかに旅費を支給できる体制に改めた。</p> <p>また、業務管理者は、毎月20日を目途に前月分の出張に係る旅費支給の処理状況を点検し、未処理分について担当者に事務処理を指示し、その後の処理状況を確認したうえで、業務総括者に報告する。</p> <p>業務総括者は、担当者・業務管理者に対し、必要に応じ事務処理等について指示し、速やかな事務処理に努める。</p>

新庄南高等学校	支出事務が適切でないもの	<p>校長のマネジメントの下、支払予定一覧表や物品発注管理簿を作成し、発注から支出までの進捗状況の共有化を図り、管理職が処理状況を定期的に点検するとともに、本校から金山校へのサポート体制を強化する。</p> <p>また、請求書は専用ボックスに入れ、未処理の請求書の有無を複数の職員で相互確認できるようにし、事務処理の遅延を防止する。</p>
	財産の管理が適切でないもの	<p>校長のマネジメントの下、教育財産の管理に係る事務処理マニュアルを整備し、事務職員による事務処理の共通化を図る。</p> <p>また、使用許可申請書は専用ボックスに入れ、未処理の申請書の有無を複数の職員で相互確認できるようにするとともに、使用許可一覧表を作成し、使用許可申請から使用料の収入までの進捗状況の共有化を図り、管理職が処理状況を定期的に点検する。</p>
鶴岡高等養護学校	契約の締結又は履行が適切でないもの	<p>建設工事関係の規定について、必要に応じてすぐに確認できるよう「建設工事関係例規集」として整備するとともに、「建設工事事務処理チェックシート」を作成し、複数職員でのチェックを徹底する。</p>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和4年3月29日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和4年5月6日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
こども医療療育センター	収入事務が適切でないもの	<p>誤徴収を行った対象者には、誤徴収を行った日から還付を行った日までの日数に応じた遅延損害金を加えて還付手続を行った。</p> <p>また、全ての徴収事務について正確な文書料金を記載した徴収事務一覧表を作成し、一覧表を用いたチェックを徹底する。</p> <p>さらに、管理職等による法令や通知等の徴収根拠に係る定期的な確認を行い、ミスを未然に防止する。</p>

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年5月6日

山形県企業管理者 沼澤好徳

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 1,495,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企業局村山電気水道事務所総務課 西村山郡西川町大字吉川10番5 電話番号0237(74)3207
- 3 落札者を決定した日 令和4年3月23日
- 4 落札者の名称及び所在地
東北化学薬品株式会社山形支店 東根市神町南二丁目3番14号
- 5 落札金額 23.87円（1キログラムあたり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和4年2月8日